

## 初公判報告

一昨日、2007年9月3日(月) 東京地方裁判所第710号法廷にて、午後4時半から足田教諭分限免職取消訴訟の初公判が行われました。50人座れる傍聴席は、直前の呼びかけにも関わらず、遠く北海道、茨城からも支援者が傍聴にいらして下さり、40席以上が埋まりました。人事委員会審理のときから傍聴されていた、足田氏の友人、教え子、地域教育活動の仲間、もと同僚のほか、足田氏と面識はないが、この訴訟のことを数日前に知り、支援にいらして下さった方もいらっしゃいました。



(絵の左が原告側、奥から、福島弁護士、津田弁護士、足田哲也氏で、右側は被告側弁護士と代理人、中央奥が裁判官です。)

はじめに裁判官、原告側、被告側との間で、今後の裁判の進めた方について、証書、追加提出資料、準備に要する時間などを打ち合わせたをしたあと、次回、次々回公判の日時、場所が決められました。そのあと、原告側の申し入れで、原告、足田哲也氏が本人陳述を6分ほど行いました。

足田教諭は、教員として不適格という理由でなされた分限免職処分がいかに理不尽なものであるかを、これまで足田氏が行ってきた教育活動の成果と、また、今回の処分に関する管理職が当該学校、小平市第5中学校で展開した不合理な学校管理運営の経過、その中で足田氏に対して重ねて行われた、教育活動を妨害する不当な言動が紹介され、現在、私立学校で非常勤講師として教育に携わっている立場からも、教員として不適格という分限免職処分はおかしい、撤

回してほしい旨が強く語られました。

原告、疋田教諭の本人陳述はこのニュ - スの末尾に全文添付してあります。

次回は原告側弁論で

2007年10月22日(月)午後4時半～東京地裁619号法廷

次々回は被告側弁論で

2007年12月10日(月)午後4時～東京地裁710号法廷

## 報告会

公判のあと、弁護士会館の502号会議室で報告会を行いました。出席したいけれどどうしても帰らなければならないという方も大勢いらっしゃったのですが、23人も参加してくださいました。

はじめの挨拶で、疋田哲也氏ははじめての方も含め、大勢の方が傍聴してください、また報告会にも参加して下さったことに、感極まり、言葉につまる場面もありました。

*自己紹介の中で*

参加者で簡単な自己紹介を一人ずつ行いましたが、疋田哲也氏との関係、傍聴することになった経緯などとともに、理不尽な処分への怒り、働くものの権利の問題として支援したい、自分たちにとってとてもいい先生だった疋田先生を支援したい、いっしょに地域で活動していた仲間として疋田氏の人柄を知っている立場からも、また一般市民としても、このような処分はおかしいと思う、今の教育への攻撃がここまできたのか、それにしてもこの処分はあまりにも異常だ、今日、ここに来て良かった、ここで食い止めなければ等、心強いご意見をいただきました。

*疋田哲也氏、福島弁護士、津田弁護士から*

そのあと疋田哲也氏が、この間の経過を振り返り、攻撃を受けた当時も教育活動を生き生きと展開していたこと、教員評価の矛盾、人事委員会での審理の不正さ、教員免許法「改正」の矛盾などに触れながら、その思いを次のように語りました。

「処分前、すでに管理職から攻撃を受けていた当時、実はそんなに酷い攻撃を受けていると自覚していなかった。というのも、教室に入れば、生徒たちと楽しく教育活動を展開できていたからだ。しかし、教室の外にでると、校長、教頭が私を攻撃してくるという現実があった。

また処分後、人事委員会の審理の中ではじめて分かったことだが、私は2002年度からはじまった教員評価で、D評価を付けられていた。この年度、実は私は1年生の学年主任をしていたのに、このような評価を付けられていたということだ。人事委員会の審理のなかで、私が何も学校運営の仕事をしなかったという、都側のある証人(管理職)の証言は、実は同じ都側が準備した同僚の証言によって、うそであることが明らかにされていた。それなのに人事委員会の裁定では、それはまったく考慮されていない。裁定は都側の主張通りの文章になっていた。

今、私は実際に私立高校で非常勤講師をしている。また他にも、時給は高くないが、他の人材ではできないような難しい教育の仕事の依頼がどんどんきている。それなのに私は、来年度からは教員免許法改正で、免許が剥奪されてしまう。これはおかしいのではないか」等々。

また福島弁護士は、

「今、東京都の学校では管理職権限の強化が進み、職員会議を開催できない学校もでてきている。こういう中では、教員免許更新で、『分限免職』処分者からの免許剥奪をするにとどまらず、管理職の恣意的判断によって教員免許が剥奪される道が開かれかねない。この教育現場の異常な状態を一般の人にもっと広く伝えていかなければならない」と語りました。

津田弁護士は、まず、この訴訟が公務員の労働権らみて、とても重大な意味をもっていることを、次のように指摘されました。

「この事件は実は大変ひどい事件である。なぜなら『分限』とは、公務員がストライキ権を剥奪されたこととかかわって、公務員の身分を法的に保障するために導入されたものなのに、それを悪用した事件だからだ。

公務員を簡単には解雇できないという、その制度的裏づけである『分限』処分を、安易に、解雇のための道具として使ってしまえば、それは、『分限』制度が設けられたその趣旨をまったく逆転させてしまうことになる。これではまさに本末転倒である」

また津田弁護士はさらにこのような教員人事の歪みが学校教育の質に及ぼす問題もつぎのように指摘されました。

「この事件は、校長の言うことを聞かない、校長が気に入らない教師は辞めさせることができるということを示している。これでは力のある教師がどんどん辞めさせられてしまう。今、東京都は教員が不足して困っているというのに、力のある教師をこのように解雇してくとは、都は一体何を考えているのか。一番の被害者は生徒たちだ。力のない教師ばかりの学校で教育を受けることになれば、生徒たちはどうなってしまうか心配だ」

*自由な意見交換～性教育バッシング、不公正な審理、「私物」攻撃*

そのあとは参加者で自由に意見交換をしました。

その中でこの事件が「性教育」バッシングと関係しているのではないかとという指摘があり、参加者が関わっている他の裁判、七生養護学校で受けた攻撃との類似性が話題となり、また「性教育」運動の複数のグループが押しなべて攻撃を受けている実態、東京都によるエイズ教育の放棄の問題性、これらの観点から、「性教育」バッシングに抗する運動との連携の必要などが示唆されました。

また、この処分はどうみても異常だという発言の上で、他の人事委員会の審理過程でも、「学校目標」改ざんという、一般常識からみたらありえないと誰しもが思うような不正行為が指摘されながら、裁定で処分を覆すことができなかったという事例（所沢高校事件）が紹介され、人事委員会の審理では不公正が常態化してきているのではないかと意見も出されました。しかし、その事例と比べても、今回のこの事例は異常すぎる。もっと多くの人に知らせて、この異常さを訴えるべきだと語られました。

さらに、今回の事件では、原告、疋田哲也氏が学校に大量の私物を保管して

いたということも大きな争点とされているが、人事委員会での審理では、それら「私物」とされるものが実は、教師が教育実践上と必要としているにもかかわらず、学校が用意しないために自費で買い集めてきたものであること、また、教科の授業で使うものだけでなく、行事ほか、さまざまな教育活動で使うものが含まれていることが説明されてきた。それなのに、裁定者にはその意味が伝わらず、ただ、大量ということだけで、異常と判断されてしまった。そこで、この大量の「私物」とされているものが、すべて教育活動のために大事なものであったことを、もっと強くアピールする必要があるのではないか、という意見も出されました。

最後に、この訴訟は教科書裁判にも匹敵するほど大変な課題を孕んでおり、ぜひ全国的な運動につなげるべきだ、みなさんで、多くの方に知らせる努力をしていきましょうと確認しあいました。また、ホムペジの開設に早急に取り組む、かつ、それ以前でもご希望の方には資料を送付するので、それらを活用してほしいこと、次回公判前にもさまざまな取り組みを試み、その連絡を差し上げること、運動の方法についても是非みなさんからいろいろアドバイスをいただきたいことを、荒井容子（司会）から申し上げて、終了しました。

#### 正田教諭分限免職取消訴訟 第一回公判

(平成 19 年 9 月 3 日午後 4 時 30 分 710 法廷)

#### 正田哲也(本人)陳述内容原稿

私、正田哲也は平成 16 年 2 月 23 日に突然解雇されました。東京都教育委員会が私を教育公務員として不適格であると判断し分限免職処分の決定をしたからです。この分限免職処分の取消を求めて、この度、訴訟を起しました。

私は 23 年 11 ヶ月の間、東京都の中学教諭として生徒たちのために、歴代の校長・同僚とともに、また地域や保護者たちと共同して、学校・地域における教育活動に取り組んできました。研修と実践を繰り返し行い、同僚たちとともに、学級学年経営・生徒会指導・学校行事に取り組みました。校外でも学校間の暴力抗争防止や、薬物乱用防止教育のために、進んで盛り場や溜まり場に出向き、説諭しました。おかげで、地元の警察や地域のかたがたとの協力体制のとりかたを学びました。

生徒が理科に興味を持ち、また将来役立つための授業の実践をめざし、いろいろなところで自分で出かけ、教育書を自分で買って読み漁り、また目の前にいる生徒たちのために、授業で活かせるもののうち学校ですぐに購入できないものは、自分で購入したり、材料を買って自分でどんどん作って行きました。学校行事、部活動、学級活動においても授業で使う教材は 23 年 6 ヶ月で、瞬間にいっぱいになりました。ビデオ教材は他の教師がよく使ってくれました。

一方で他の教員がしり込みをしていた、性教育・エイズ教育に取り組み、その実績は、テレビやラジオのマスコミにも取り上げられ、全国的にも知られました。特にエイズ教育では、中学校現場ではじめてエイズに関する授業実践に取り組んだ教師のひとりとして、NHK 総合テレビでドキュメンタリー放送され、全国的に名が知れ、またその後 NHK 教育テレビの中学生日記でエイズ授業に取り組む主人公の南先生のモデルになりました。全国の小学校・中学校・

高校・養護学校・教育委員会・教育研究者から「疋田先生と同じ授業をした  
いので資料を下さい」という問い合わせが、NHK を通じて殺到しました。私  
は、それぞれに、自費で資料を郵送しました。

性教育では、世界性科学学会で実践を発表し、英国のチャンネル 4 が私の授  
業の取材に来ました。また、東京都が発行した性教育パンフレットの作成委員  
にもなりました。

また、地域では、音楽を通じたコミュニケーション活動、スポーツを通じた  
教育活動、学校キャンプにおける異年齢集団のコミュニケーション教育活動に  
も取り組みました。

学校キャンプは今年も実施し、私自身は 20 回目の取り組みとなり、約 40  
名の児童・生徒が参加し、環境問題をテーマにした体験学習をしました。これ  
からも続けていくつもりです。

私は 9 人の校長の下で勤務しましたが、私にとって 9 人目にあたる澤川菊  
雄校長の下で勤務した 1 年 11 ヶ月だけは、それまでの 22 年間と違っていま  
した。それまでに一度も聞いたことのない職務命令違反という言葉が澤川菊雄  
校長は頻繁に言いました。

澤川菊雄校長は些細なことを職務命令書として乱発し、他の職員や生徒のいる  
廊下や職員室で、授業に向かおうとする私に対して、職務命令書を他の人に判  
るように大声で読み上げるといふ嫌がらせをよくやりました。その側にはいつ  
も岡崎美昭教頭がいました。私はこれらの嫌がらせに耐え続け、それまでどお  
り教育活動を続けました。しかし、この澤川菊雄校長と岡崎美昭教頭の行為の  
ために、授業に遅れそうになったり、嫌な気持ちで教育活動に向かわなければ  
ならないときは、精神的に相当参りました。

澤川菊雄校長と岡崎美昭教頭の嫌がらせは巧妙で、特に車通勤問題では、普  
段は C 型肝炎である私の父に同情し、息子である私個人には、口頭では自家用  
車通勤を認めている風を装って特に何も言わないのに、他の職員や生徒たちの  
前では、わざと職務命令書を大声で読み上げたり、民間駐車場に駐車している  
私の車を、生徒の前で撮影したり、「この先生は車で来てはいけないのに、車  
で来る悪い先生だ。親にそう言いなさい。」と生徒に向かって言うなど、私を  
悪い教師であると印象づけようとするパフォーマンスを繰り返し行いました。  
ちなみに、岡崎美昭教頭は、私本人の承諾なしに勝手に私が保管している荷物  
を開け、中身の写真を自分で並べて撮って、また写真を撮ったのを私に気づか  
れないように元に戻すという犯罪行為までしました。

澤川菊雄校長の出す職務命令は不可解なものでした。

私は平成 15 年 10 月 3 日に校長室で澤川菊雄校長から「教員としての資質向  
上のため、平成 15 年 10 月 6 日～平成 16 年 3 月 31 日まで学校外研修するこ  
と」という校務禁止の職務命令を出されました。が、それと同時に、翌日の平  
成 15 年 10 月 4 日の部活動指導と 10 月 5 日の大会引率監督の職務命令も澤川  
菊雄校長から受けています。

また、研修に入った10月7日に澤川菊雄校長は小平市教委にて私に「職務命令を解除する職務命令」という不可解な職務命令をし、教員として資質がないとされたらしい私に「定期テストの採点とコメントを書く」という重大な校務をやらせました。

この研修の中で、私は自分が山中湖でした行為が、本人や保護者の訴えがあるなしに関わらず「体罰」であることを知りました。そして、このことを昭和50年代後半の、校内暴力で荒れていた時代に生活指導に取り組んできた多くの教員たちが知らないことに気づきました。研修センターでは、『体罰』や『人権』について研修し、さらに教育行政、学校経営について研修することができました。統括指導主事の数名から、「あなたは『スーパー・ティーチャー』になれます。現場に戻ったら校内研修の中心となって、『体罰』と『人権』についての正しい知識を、先生方に伝えてください」と言われました。私は今は自分が「体罰」を行っていたのだとわかり、このことを反省しています。そしてこの反省を生かしていこうと考えています。研修を受けたときにも、今後反省を生かして行こうと考えていました。なぜなら、私が受けたこの研修では、『体罰』については懲戒処分の対象であり、分限処分の対象ではない」と学び、解雇されるとは予想もしなかったからです。

私が体罰をしてしまった平成15年5月の前後で、小平第五中学校で体罰事件が私以外に2件あったのに、澤川菊雄校長と岡崎美昭教頭は小平市教育委員会に報告せずに、むしろ、保護者に公言しないようにもみ消しに走りまわりました。私は、この研修を受けたおかげで、澤川菊雄校長と岡崎美昭教頭のそのような行為は、本人たちが「体罰」の問題性を認識していなかったために為されたのだと理解することができました。そこで私は、研修に入った10月6日、『体罰』についての研修を受けたあと、その日に、研修の場であった小平市教育委員会で、この2件のような事件があったことを報告しました。そうしたところ、稲葉秀哉理事は「澤川校長からはそのような報告はない。なんとか調べてみます。」と慌てて答えました。

小平五中で同じ時期の他の教員による「体罰」が放置され、教育委員会に報告もされていなかったことから、私は、「体罰」をなくすという課題とはまったく別の次元で、しかも、「体罰」という理由を使って、澤川菊雄校長と岡崎美昭教頭から攻撃されたのだと思います。

また、自分と折り合いが悪い、性格が合わないという理由から、22年11ヶ月の間に積み上げてきた私の実績を全く無視し、澤川菊雄校長は私に内緒で、私を指導力不足教員として東京都教育委員会に報告しました。また、研修の成果を全く確認しないまま、東京都教育委員会は平成16年2月23日に私を呼びつけ、1ヶ月分の賃金を私に手渡し、突然の解雇をしました。内容は「教育公務員として適格性を欠くので分限免職処分にする」というものでした。

私の突然の解雇は生徒たちにとって大きな衝撃だったようです。平成16年4月小平第五中学校離任式の日、生徒たちが「疋田先生を返せ」というシュプレキコールをしてくれました。

そのとき、岡崎美昭教頭が私に「いつまでも、生徒にしがみついてんじゃねえよ」と、とても汚い言葉で言いました。そのとき私はその言葉の下劣さと岡崎美昭教頭の勝ち誇ったような表情にショックを受け、また澤川菊雄校長たちによる生徒たちへの報復を心配しました。今も案じています。

そして私は今、その生徒たちのシュプレキコールを胸に都内の私立中学校と高等学校で非常勤講師ではありますが、誇りを持って、今までの実績どおりの教育活動を実践しています。

## 次回は原告側弁論

2007年10月22日(月)午後4時半～東京地裁619号法廷

## 次々回は被告側弁論

2007年12月10日(月)午後4時～東京地裁710号法廷

ぜひ、ご関心のある方をさそって、傍聴にいらしてください。  
また支援のメッセ - ジもお待ちしております。

## 編集後記

皆さんお忙しいなか、初公判の傍聴にご参加くださり、どうもありがとうございました。休暇をとって参加くださったかた、遠路、多忙な中、何とかやりくりして、また、直前のお知らせにも関わらず、いらして下さり本当にありがとうございました。また傍聴にいらっしやれない方からも、たくさんの支援と資料送付依頼のメ - ルをいただきました。未熟で、はじめたばかりの運動ですが、どうぞご支援ください。

運動を進めるための第一歩として、ニュースをつくって見ました。今回傍聴して下さった方の感想を是非お寄せください。また、それ以外でも、各地の情報、ご意見、励ましのお言葉など、お寄せいただきましたら、次の第2号につなげていきたいと思っています。

どうぞ今後とも、この裁判に関心を持ち続けてください。そして支援をしていただければ幸いです。よろしく願います。

なお、報告会でのみなさまのご発言については、荒井容子の聞き間違い、理解不足による書き間違いもあるかと思えます。報告会参加者のみなさまで、お気づきのことがありましたら、是非、ご指摘ください。次号で訂正させていただきます。よろしく願います。

ホ - ムペ - ジはまだ表紙しか作成できていませんが、アドレスは

<http://homepage3.nifty.com/bungenmenschoku/index.html> です。

今後更新していきますので、あきれず、アクセスしてみてください。

荒井容子 ([yfe12833@nifty.com](mailto:yfe12833@nifty.com))